

岡山市立保育所及び認定こども園における
紙おむつ等定額利用サービス導入事業者 募集要項

1 事業の概要

(1) 事業名

岡山市立保育所及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス導入事業

(2) 実施期間

令和8年9月1日から令和11年3月31日まで

(3) 事業内容

別紙「岡山市立保育所及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス導入事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 実施場所

仕様書別紙「実施施設一覧」のとおり。

なお、実施期間中に保育所等の新設や廃止、所在地の変更等があった場合、実施場所の変更を行うことがあるため、対応すること。

2 スケジュール

募集開始日（募集要項等の配布）	令和8年4月13日（月）
仕様書等に関する質問受付締切日	令和8年4月17日（金）午後5時15分まで
仕様書等に関する質問回答日	令和8年4月24日（金）
参加申請書及び企画提案書の受付期間	令和8年4月24日（金）から 令和8年5月18日（月）午後5時15分まで
選定結果通知	令和8年5月29日（金）（予定）

3 担当部署及び問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1 9階

岡山っ子育て局 保育・幼児教育部 幼保運営課

TEL：086-803-1226

E-mail：zaimukakariyouhouneika@city.okayama.jp

4 仕様書、参加申請書、企画提案書等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

5 仕様書等に関する質問の受付及び回答

（1）受付期間

令和8年4月17日（金）午後5時15分まで

（2）受付方法

「3 担当部署及び問い合わせ先」宛に、電子メールで、件名を「【参加申請質問】岡山市立保育所及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス導入事業」として送信のうえ、電話による受信確認を行うこと。

（3）回答方法

公開日：令和8年4月24日（金）

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

6 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則

（平成元年市規則第63号）第2条第1項の規定に該当しない者であること。

（2）参加申請書の提出日から最適提案者の特定までの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争

（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されていること。現在、有資格者名簿に登載のない者についても企画提案書を提出することができるが、企画提案書の提出と併せて別表1に掲げる書類を提出し、有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。

（3）参加申請書の提出日から最適提案者の特定までの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止または指名留保期間中でないこと。

（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと。

（5）同種のサービス提供の実績（履行中を含む。）が参加申し込み時点で1自治体（政令指定都市に限る。）以上あること。

7 必要書類等の提出

(1) 提出期間

令和8年4月24日（金）から5月18日（月）午後5時15分まで（必着）

※持参の場合は閉庁日を除いた、午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出方法

「3 担当部署及び問い合わせ先」宛に、持参又は配達記録が残る方法で提出すること。

(3) 参加申請書及びその添付書類

①参加申請書（様式1）

②他自治体における同種のサービス提供を証する書類（覚書等の写し）

(4) 企画提案書及びその添付書類等

①企画提案書（様式2）

・社名、代表者印のあるもの1部（正本）

・社名、代表者印のないもの7部（副本）

②本事業で提供を予定している紙おむつの現物

各タイプのサイズごとに 2枚

③本事業で提供を予定しているおしりふきの現物 1パック

④保育所等向けの説明資料、マニュアル：提出部数 8部

⑤保護者が利用する手続き専用ページの画面遷移が分かる資料：提出部数 8部

※提案者名の記載は企画提案書（様式2）の正本表紙のみとし、副本及び添付書類等には提案者が類推できるような社章等の表現は記載しないか、マスキングを施すこと。

(5) 参加の辞退

必要書類等の提出後に参加を取りやめようとする場合は、令和8年5月18日（月）の午後5時15分までに、辞退届（様式3）に記入のうえ、持参又は配達記録が残る方法で提出すること。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

(1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 提出書類に重要な誤脱があった場合

(4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

(5) 審査の公平を害する行為があった場合

(6) その他、選定にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

9 審査方法及び選定結果

(1) 企画提案書等の審査は、岡山市立保育所及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス導入事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(2) 審査基準 別紙「最適提案者特定基準」のとおり。

(3) 最適提案者の特定

①書面審査とする。企画提案書の評価は、選定委員会において行う。参加申請者が提出した企画提案書等を各評価者が評価し、合計点が最も高い提案者を最適提案者とし、2番目に高い提案者を次点とする。

②合計点が同一の提案者が2者以上いる場合には、評価者の投票により順位を決定する。

(4) 全ての提案者に審査の結果を書面にて通知する。また、最適提案者として特定された事業者は本市ホームページで公表する。

10 覚書の締結方法等

(1) 最適提案者として特定された者と覚書を締結する。ただし、指名停止等やむを得ない事情により最適提案者と覚書を締結できないときは、次点の者を最適提案者として特定し、覚書を締結する。

(2) 最適提案者が正当な理由なく覚書を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次点の者を最適提案者として特定し、覚書を締結する予定である。

11 その他

(1) 企画提案書等の作成及び提出に要する一切の費用（旅費及び通信費を含む）はすべて参加者の負担とする。

(2) 企画提案及び覚書締結手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出された企画提案書及びその添付書類等は最適提案者のものを除き返却する。ただし、紙おむつ等の現物については本市において処分することとする。

(4) 提案は1者につき1提案のみとする。

(5) 提出された企画提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から照会を行うことがある。

(6) 提出期限後における参加申請書等及び企画提案書等の差替及び再提出は認めない。

(7) 提出された参加申請書等及び企画提案書等に係る内容は、最適提案者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。